

定期健康診断の項目について

定期健康診断は法律により受ける検査の項目が定められています。（法定健康診断とも呼ばれます。）以下に、定期健康診断の検査項目を記載します。

- ◎既往歴及び業務歴の調査
- ◎自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ◎身長(※1)、体重、視力及び聴力の検査
- ◎胸部エックス線検査及び喀痰検査(※2)
- ◎血圧の測定
- ◎貧血検査（赤血球数・血色素量）
- ◎肝機能検査（GOT（AST）・GPT（ALT）・ γ -GTP）
- ◎血中脂質検査（LDLコレステロール・HDLコレステロール・トリグリセライド（中性脂肪））
- ◎血糖値
- ◎心電図検査（安静時心電図検査）
- ◎尿検査（尿中の糖※3及び蛋白の有無の検査）

※1 身長：20歳以上の者について身長は測定省略が可能

※2 喀痰検査：胸部エックス線検査で病変が確認できない場合は省略が可能

※3 尿中の糖：血糖検査を実施する場合は省略が可能

6～10の項目については、40歳未満（35歳は除く）の者は省略が可能

省略については過去の健診結果等より医師が判断します。